

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務形態一覧表の勤務時間には職員の研修時間についても含まれていたため、あくまでサービス提供時間に関する一覧表として実働時間のみとし、常勤換算が確認できる一覧表とすること。	可茂
2	共通	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	事業所で作成している勤務体制一覧表はサービス提供時間等が適切に算出できていないため、常勤換算数で基準以上か確認できない。このため、表の作成方法を改善し、常勤換算数で基準以上か把握できるようにすること。	可茂
3	共通	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務表はサービスを提供した時間が分かるように時間数などを使って作成し、常勤換算での確認が出来るようにすること。	可茂
4	共通	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務表が予定表兼実績表となっており、実績での人員配置が不明であるため、実績で人員配置が確認できるよう改めること。	可茂
5	共通	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第92条、第98条	勤務実績について、タイムカードを確認しないと分からないため、勤務実績表として必要な人員が確認可能な表を作成し、適切に管理すること。	可茂
6	共通	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務表については、ほとんどの職員が訪問介護、通所介護及び有料老人ホームの業務を兼務している実態があるが、それぞれの業務の勤務時間が明確でないため、勤務時間が明確に確認でき、人員基準以上の配置が確認できるようにすること。	可茂
7	共通	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第92条、第98条	勤務表については、予定表は作成されているが、実績表が作成されていないため、実績での常勤換算数が確認出来るように実績表を作成し、適切に管理すること。	可茂
8	共通	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第136条、第155条（第98条準用）	勤務実績表について常勤、非常勤及び専従、兼務の記載がないため、明確に記載するとともに非常勤職員の勤務時間が分かるように記載し、常勤換算数が確認できるようにすること。	可茂
9	共通	2 設備		平成24年岐阜県条例第77号第8条	通所介護の事務室と訪問介護の事務室、相談スペースが明確に分けられていないため、隣室を活用するなど事業所ごとの事務所の区分けを行うこと。	可茂
10	共通	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第103条（第33条準用）	通所記録について施錠可能な書庫に保管されていない。また、窓口から見える場所にガラス戸の書庫があり、利用者の名前が確認できることから目隠しをするなどして適切に保管すること。	可茂
11	共通	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第103条（第15条準用）	サービス提供票にサービス予定に対する実績を記入して管理していないため、実績を記入した上で管理するとともに居宅介護支援事業所へ報告すること。	可茂
12	共通	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第38条	事故について医療機関に受診（入院等）するような事故発生時に県や保険者に報告されていなかったため、適切に事故報告を行うこと。	可茂
13	共通	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第73条（第38条準用）	ヒヤリハット報告は作成だけでなく、必要に応じて職員への周知など再発防止に努めること。	可茂
14	共通	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第73条（第14条準用）	中止変更に伴う理由等の記録がないため、利用者の状況を把握するために記録を作成すること。	可茂
15	共通	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第101条	感染症対策マニュアルが作成されていないため、感染症対策のための全般的な内容や各症状別の対応方法についてマニュアルを作成するとともに、そのマニュアルをファイル等で管理し、職員がいつでも閲覧可能な状態とすること。	可茂
16	共通	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第101条	感染症対策マニュアルが作成されていないため、感染症対策のための全般的な内容や各症状別の対応方法についてマニュアルを作成するとともに、ファイル等で管理するなど、職員がいつでも閲覧可能な状態とすること。	可茂
17	共通	5 その他		介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条	運営規程に記載の職種、員数と実際の勤務実態に乖離が見られるので、必要の都度、運営規程の変更を行うとともに届出を行うこと。	可茂
18	共通	5 その他		介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条	祝日は営業日となっているが、運営規程では休業日と記載されているので運営規程の変更を行うとともに届出を行うこと。	可茂
19	共通	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第29条	重要事項説明書に記載の職員数が実際の職員数と違っていたため、適切に記載すること。	可茂
20	共通	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第155条（第36条準用）	苦情対応について対応指針では所長まで報告することとなっているが回覧等されていないため、指針どおり運用を行うこと。また、職員への周知が会議等で周知されていることが確認できなかったため、周知を行っていることが確認できるように記録等を作成すること。	可茂
21	共通	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第103条（第9条準用）	重要事項説明書について、説明者が分かるように説明者を記載するように見直すこと。	可茂

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
22	共通	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第32条	掲示の運営規程、重要事項説明書が古いものとなっていたので常に最新の情報で掲示すること。	可茂
23	共通	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第97条、介護保険法 第75条	運営規程の人員体制が実態と相違しているため、体制の見直し等で変更がある場合には変更の届出を行うこと。	可茂
24	共通	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第103条（第36条準用）	苦情相談を記録する様式が整備されていないため、苦情等があった場合に速やかに記録ができるよう様式を作成しておくこと。	可茂
25	共通	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第103条（第33条準用）	秘密保持についての誓約書は徴収されているが退職後の秘密保持について記載されていないため、誓約書に明記すること。	可茂

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務実績表において人員基準を満たしていることを確認できる表となっていないため、常勤換算で人員配置が確認できるよう適正に作成し、管理すること。	可茂
2	訪問	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務表については、必要な基準以上の訪問介護員等が確保できているか常勤換算で確認が出来る勤務表を作成すること。	可茂
3	訪問	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第6条、第30条	勤務表については、訪問介護サービス提供の実績に即したものであることから研修の日は除き、常勤換算数値についても小数点第2位以下で切り捨てとなるため、適切な記載とすること。	可茂
4	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第24条	訪問介護計画においてケアプランに沿った長期目標、短期目標の期間設定がないため、ケアプランに沿った適切な期間設定を行うこと。	可茂
5	訪問	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表1注8、平成12年老企第36号第2の2(12)	2名での訪問介護を行う場合、訪問介護計画の中に2名で行う旨の記載が見られるが、2名で訪問する理由として何が該当するか分からないことから、書面で該当する内容を明確に記載し、同意を得たうえで2名での訪問を行うこと。	可茂
6	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第20条	訪問介護計画には身体介護、生活援助のそれぞれの時間が確認できるが、サービス実施報告書の提供時間は身体介護、生活援助それぞれの時間が記載できないため、両方のサービスを行う場合の時間内訳が不明確である。このため、明確に記載できるように見直すこと。	可茂
7	訪問	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表1注8、平成12年老企第36号第2の2(12)	訪問介護計画で2名での訪問介護の記載が見られるが、2名でサービスを行う理由を明確に記載した書面で同意を確認し、サービスを行う必要があるため、個別に同意等を取るなど見直しを行うこと。	可茂
8	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第20条、第23条	サービス実施記録の控えを利用者に渡しているが、利用者の確認印がないため、実施内容を説明の上、サービスの実施記録に押印いただくなど確認したことが分かるよう適切に対応すること。	可茂
9	訪問	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表1注8、平成12年老企第36号第2の2(12)	訪問介護計画に2名での介護についての記載があるが、2名で介護できる要件のどれに当てはまるのか利用者に説明し、同意を得る必要があるもので、どの要件が当てはまるのか確認可能な同意書を作成し、適切に対応すること。	可茂
10	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第20条	サービス提供実績記録表について、「身体介護」と「生活援助」を同時に行う場合にそれぞれの時間が記載できるようになっていないため、それぞれの時間が記載できる記録表とすること。	可茂
11	訪問	3 運営		平成12年厚生省告示第19号別表1 注8、平成12年老企第36号第2の2(12)	2名での訪問介護については、訪問介護計画に2名でサービス提供する内容が把握できる記載があるが、必要な理由を記載し、同意を得ていないことから同意を得た上でサービス提供を行うこと。	可茂
12	訪問	3 運営		平成12年厚生省告示第19号別表1 注8、平成12年老企第36号第2の2(12)	2名での訪問介護を行う場合の理由として何が該当するか分からないことから、書面で該当する内容を明確に記載し、利用者の同意を得たうえで2名での訪問を行うこと。	可茂
13	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第73条（第52条準用）	ケースカンファレンス（1回/2月）が実施されているとのことであるが、議事録が作成されず職員への周知が行われていないため、記録を作成し周知を行うこと。	可茂
14	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第28条	会議が定期的に行われていないため定期的に開催し、職員への周知等を適切に行うとともに併せて研修を実施するなど、職員の教育も行うこと。	可茂
15	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第23条、第24条	訪問介護計画の評価について、同じ計画を継続する場合であっても具体的な評価と継続することが分かるように記載すること。	可茂
16	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第20条、第40条	サービス提供実施票について、提供時間の記載漏れが散見されたので適切に記載し保管すること。	可茂
17	訪問	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表3 注5、平成12年老企第36号 第2の4(8)	2名以上による訪問看護について同意は得ているようであるが必要な理由が確認できなかったため、書面で必要な理由等を明確に記載し、利用者の同意を得ること。	可茂
18	訪問	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第23条	訪問介護計画の評価について、継続、改善、見直しなどの記載のみで評価結果に至った状況や理由の記載がないため、利用者等にも分かりやすい評価となるよう適切に記載すること。	可茂
19	訪問	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号 別表1注10、平成12年老企第36号 第2の2(17)	特定事業所加算に伴う、訪問介護員の研修計画が訪問介護員ごととなっていないので訪問介護員ごとに研修計画を作成すること。	可茂

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
20	訪問	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号別表1 注10、平成12年老企第36号 第2の2(17)	特定事業所加算に伴う職員の研修計画については、職員ごとに必要な研修が計画されるよう職員ごとに計画を作成すること。	可茂
21	訪問	4 報酬		平成24年岐阜県条例第77号第23条、第24条	訪問介護計画において、計画作成前に訪問介護サービスを開始されていた事例が見受けられたため、開設時から同様の案件がないか自己点検の上、過誤調整を実施すること。	可茂
22	訪問	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号 別表1 二、平成12年老企第36号 第2の2(18)	初回訪問時にサービス提供責任者の訪問及び同行なく、加算算定されている事例が見受けられたので、開設時から同様の案件がないが自己点検の上、過誤調整を行うこと。	可茂

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所	1 人員		平成24年岐阜県条例第78号第94条、第98条	勤務表には当該事業所で勤務する職員をすべて記載し、必要な職種、人員が基準以上か確認できるように作成する必要があることから、記載されていない管理者、生活相談員、介護職員については勤務表に記載し、配置基準が明確に確認できるようにすること。	可茂
2	通所	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第98条	看護職員の応援があるが、どこの職員が応援しているかわからないため、職員が確認できるように勤務表に反映し、適切に人員管理を行うこと。	可茂
3	通所	1 人員		平成24年岐阜県条例第77号第92条、第98条	勤務表について、人員基準以上の職員配置が確認できる常勤換算数が記載されていないため、勤務実績表の数値が反映された勤務表で人員管理できるようにすること。	可茂
4	通所	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第96条	通所介護計画について、ケアプランに沿った目標の期間設定や評価について見直しが必要かどうかの理由が記録されていないため、適切に記録するとともに利用者に説明を行うこと。	可茂
5	通所	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第97条	運営規程について、可児市に提出されたものと違う規程が県に提出されていたので、正しいもので管理するとともに県への提出の規程が間違っているのであれば、変更届を行うこと。	可茂
6	通所	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第96条	通所介護計画について居宅介護支援計画の内容が反映されていないケースがあったので居宅介護支援計画に沿った計画となるよう適切に作成すること。	可茂
7	通所	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表6 注7、平成12年老企第36号 第2の7(9)	個別機能訓練計画の評価について具体的な理由が記載されず評価結果のみとなっているため、具体的な理由を記載し、利用者が分かりやすい内容で評価を記載すること。	可茂
8	通所	3 運営		平成18年厚労省告示第127号 別表6 八、平成18年老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号 別紙1 第2の7(2)	運動器機能向上訓練計画書の評価について訓練時の状況は記載されているが、計画の評価についての記載となっていないため、具体的な理由を記載し、利用者が分かりやすい内容で評価を記載すること。	可茂
9	通所	3 運営		平成18年厚労省告示第127号 別表6 八、平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1 第2の7(2)	運動器機能向上に伴う計画書が通所介護計画と兼用となっているため、それぞれ計画を分けて作成し、説明のうえ同意を得ること。また、計画の定期的な評価（短期、長期）が行われていないため、計画の見直しが行えるよう評価を適切に行うこと。なお、計画の作成に当たっては複数職種が共同で作成したことが分かるようにすること。	可茂
10	通所	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第95条、第96条	通所介護計画について、ケアプランで記載の目標等の項目は記載されているが、具体的な訓練内容が記載されていないため、計画書に訓練の内容などを盛り込み利用者にも分かりやすい計画を作成し、説明、同意を得ること。	可茂
11	通所	3 運営		平成12年老企第36号 第2の7(9)	個別機能訓練の評価について、評価内容の形骸化がみられ、同じメニューが続いているケースが見受けられたことから利用者の状態に合った訓練となるよう適切に評価するとともに計画に反映すること。	可茂
12	通所	3 運営		平成18年厚労省告示第127号 別表6 八注、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1 第2の7(2)	運動器機能向上加算について、短期のモニタリングを丁寧に実施し、計画どおり実施されている場合には計画の変更を含め、利用者の状態に合った訓練となるように適切な記載を行い、計画に反映すること。	可茂
13	通所	4 報酬		平成12年老企第36号 第2の7(4)	事業所規模区分の確認について毎年度の確認が行われていなかったため、毎年度の確認を実施し、規模区分を確認すること。	可茂
14	通所	4 報酬		平成12年老企第36号 第2の7(4)	利用延べ人員から事業所規模の確認を行っていないため、前年度の実績人員を把握し、事業所規模の確認を行うこと。	可茂
15	通所	4 報酬		平成12年老企第36号 第1	生活機能向上グループ活動加算について、算定しないのであれば加算の算定を行わない体制届出を行い、適正に運営を行うこと。	可茂
16	通所	4 報酬		老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1 第2の7(2)、同第2の7(2)	運動器機能向上体制加算及び口腔機能向上体制加算について、機能訓練の計画書（目標）の内容が形骸化しており、複数の利用者と同じ計画（目標）が記載されているようであるので利用者の状態に合わせた適切な計画を策定するとともに計画書の同意が得られていないため、内容の説明を行った上で同意された計画書で訓練を実施し、適切に評価を行うこと。なお、計画の策定は複数職種で行う必要があることから計画書に策定者が確認できるようにすること。	可茂

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
17	通所	4 報酬		平成18年厚労省告示第127号 別表6ホ注、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1 同第2の7(2)	口腔機能向上体制加算において、モニタリングが確認できなかったため、モニタリングされていないのであれば書面で記録を作成し、訓練を行うこと。	可茂
18	通所	4 報酬		平成12年老企第36号第2の7(4)	事業所規模については、通所介護費を区分しているものであるため施設基準により毎年3月に事業所規模を確認することとなっているが、確認が行われていないため適切に確認を行うこと。	可茂
19	通所	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号 別表6二、平成12年老企第36号 第2の7(18)	サービス提供体制強化加算の確認が行われていないため、毎年度3月に当該年度(4月～2月)の実績を確認のうえ、基準を満たしているかどうかを確認するとともに基準を満たさなくなった場合は変更等の届出を行うこと。	可茂
20	通所	4 報酬		平成12年老企第36号第2の7(4)	事業所規模については、通所介護費を区分しているものであるため施設基準により毎年3月に事業所規模を確認することとなっているが、確認が行われていないため適切に確認を行うこと。	可茂
21	通所	4 報酬		平成24年岐阜県条例第77号第95条、第96条	通所介護計画において、計画作成前に通所介護サービスを開始されていた事例が見受けられたため、開設時から同様の案件がないか自己点検の上、過誤調整を実施すること。	可茂
22	通所	4 報酬		平成12年老企第36号第2の7(4)	事業所規模の確認が行われていないため、県様式等を活用し適切に確認を行うこと。	可茂
23	通所	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号 別表6二、平成12年老企第36号 第2の7(18)	サービス提供体制強化加算の確認が行われていないため、毎年度3月に当該年度(4月～2月)の実績を確認のうえ、基準を満たしているかどうかを確認するとともに基準を満たさなくなった場合は変更等の届出を行うこと。	可茂
24	通所	4 報酬		平成12年老企第36号第2の7(4)	事業所規模については、通所介護費を区分しているものであるため施設基準により毎年3月に事業所規模を確認することとなっているが、確認が行われていないため適切に確認を行うこと。	可茂
25	通所	4 報酬		(平成12年老企第36号 第2の7(4))	事業所規模については、通所介護費を区分しているものであるため施設基準により毎年3月に事業所規模を確認することとなっているが、確認が行われていないため適切に確認を行うこと。	可茂
26	通所	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号 第100条	事業所として消防署等からの指導・助言を受け、消防計画や通報・連絡体制を整備し、職員に周知すること。	可茂
27	通所	5 その他		平成24年岐阜県条例第78号第100条	避難訓練について、運営規程上、年2回の避難訓練を定めているが未実施であるため、消防署等関係機関に相談するなどして避難訓練を実施すること。	可茂
28	通所	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第103条(第33条準用)	ケース記録のファイルが食堂兼機能訓練スペースに常時置いてあるため、サービス提供時間外は鍵付きの書庫等に保管すること。	可茂
29	通所	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第100条	平成28年度の避難訓練が1回のみ実施であり、平成29年度上半期も未実施となっているので消防計画どおり年2回実施すること。また、福祉避難所として位置づけられているので土砂災害についての対策も検討すること。	可茂
30	通所	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第103条(第33条準用)	書類の保管は鍵付きの保管庫であったがガラス戸であったため、重要書類を保管していることが判ってしまうことから目隠し等で書庫内が見えないようにしたうえで適切に保管すること。	可茂
31	通所	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第97条、介護保険法第115条の5	運営規程について、総合事業の内容に変更があったが届出されていないため、変更後は速やかに変更の届出を行うこと。	可茂

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	ショート等	3 運営		厚生省告示第19号 別表8 注10	送迎の記録は、家族等の送迎か施設送迎かを明確に確認出来るように記録し、施設が送迎を行った場合には加算算定されたことを確認できるようにすること。	可茂
2	ショート等	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表9 注5、平成12年老企第40号 第2の3(3)	機能訓練計画書について計画とその評価が確認できるものとなっていないため、計画書に入所者の同意を得た上で実施するとともに定期的な評価を適切に実施すること。	可茂
3	ショート等	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表9 注5、平成12年老企第40号 第2の3(3)	リハビリの実施記録についてリハビリ実施時の状況が分かる記録がなく、計画の評価が適切にできていないと見受けられるので次回計画の見直しに反映ができるよう状況が分かる記録を行い、適切な評価と計画の見直しができるようにすること。	可茂
4	ショート等	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表9 注5、平成12年老企第40号 第2の3(2)	リハビリテーション実施計画の評価について現計画が継続されるのか変更を要するのか具体的に記載されていないため、適切に記載すること。また、状況や理由等も併せて適切に記載し、利用者に対して分かりやすい評価とすること。	可茂
5	ショート等	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第142条	施設サービス計画の評価について、具体的な状況や評価の理由等が記載されず機械的に計画の継続、修正等と評価されているので、計画を継続と評価するのであれば、その状況や理由等を具体的に記載した上で継続とするなど、適切に評価を行うこと。	可茂
6	ショート等	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表8 注10	送迎の記録は、家族等の送迎か施設送迎かを明確に確認出来るように記録し、施設が送迎を行った場合には加算算定されたことを確認できるようにすること。	可茂
7	ショート等	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号 別表9(4)、平成12年老企第40号 第2の3(12)	療養食加算について献立表の作成がなく、算定されていないとのものであったので、献立表を作成し算定を行うか、算定を行わないのであれば加算体制の変更を届出すること。	可茂
8	ショート等	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号 別表9(7)、平成12年老企第40号 第2の3(14)	処遇改善加算について、年度ごとに加算を行うものであるので年度当初には各職員に対し処遇改善の計画を周知すること。	可茂
9	ショート等	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第185条（第139条準用）	利用契約書について、契約の同意部分に説明者の記載がないため、誰が説明を行ったか分かるように見直しを行うこと。また、保管については同意の印があるページのみとせず約款等とともに併せて保管を行うこと。	可茂

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	施設	1 人員		平成24年岐阜県条例第79号第5条、第30条	勤務実績表について常勤、非常勤及び専従、兼務の記載がないため、明確に記載するとともに非常勤職員の勤務時間が分かるように記載し、常勤換算数が確認できるようにすること。	可茂
2	施設	3 運営		平成12年厚生省告示第21号 別表1 注9、平成12年老企第40号 第2の5(11)	個別機能訓練の実施記録について、実施職員によって記録内容が違うことから適切な評価ができていないと見受けられるため、実施時間や特記事項は計画どおり進められているのかどうかも含め記載し、計画の見直しが必要かどうかを検討するための記録として活用できるようにすること。	可茂
3	施設	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表9 注5、平成12年老企第40号 第2の3(3)	機能訓練計画書について計画とその評価が確認できるものとなっていないため、計画書に入所者の同意を得た上で実施するとともに定期的な評価を適切に実施すること。	可茂
4	施設	3 運営		平成24年岐阜県条例第80号 第16条第4項、第5項、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議発行『身体拘束ゼロへの手引	身体拘束の同意は得ているが解除予定が記載されていないので記載すること。また、日々の拘束時の状況が記録されていないため、記録を行うとともに拘束解除に向けた対応を検討するための情報として適切に保管すること。	可茂
5	施設	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表9 注5、平成12年老企第40号 第2の6(8)	リハビリの実施記録についてリハビリ実施時の状況が分かる記録がなく、計画の評価が適切にできていないと見受けられるので次回計画の見直しに反映ができるよう状況が分かる記録を行い、適切な評価と計画の見直しができるようにすること。	可茂
6	施設	3 運営		平成12年厚生省告示第21号 別表2 注5、注6、平成12年老企第40号 第2の6(8)、(9)	短期集中リハビリと認知症短期集中リハビリの計画について1つの計画で作成されていたが、それぞれの計画内容が明確に記載されていないため、必要な理由や必要な訓練内容を計画ごとに明確に記載するとともにそれぞれの計画の評価が確認できるよう適正に記録し保管すること。	可茂
7	施設	3 運営		平成12年厚生省告示第19号 別表9 注5、平成12年老企第40号 第2の3(2)	リハビリテーション実施計画の評価について現計画が継続されるのか変更を要するのか具体的に記載されていないため、適切に記載すること。また、状況や理由等も併せて適切に記載し、利用者に対して分かりやすい評価とすること。	可茂
8	施設	3 運営		平成24年岐阜県条例第77号第142条	施設サービス計画の評価について、具体的な状況や評価の理由等が記載されず機械的に計画の継続、修正等と評価されているので、計画を継続と評価するのであれば、その状況や理由等を具体的に記載した上で継続とするなど、適切に評価を行うこと。	可茂
9	施設	3 運営		平成12年厚生省告示第21号 別表1 ル、平成12年老企第40号 第2の5(24)	看取りを実施するに当たり、医師の診断が確認できなかったため、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないことを診断されたことが確認できるようにすること。	可茂
10	施設	4 報酬		平成12年老企第40号 第1の5	特養の看護体制加算Ⅱについて、現状は算定基準を満たさないため、算定していないとのことであるが、今後、算定基準を満たせない状況が続く場合は加算体制上適切ではないため、変更の届出を行うこと。	可茂
11	施設	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号 別表9(4)、平成12年老企第40号 第2の3(12)	療養食加算について献立表の作成がなく、算定されていないとのことであったので、献立表を作成し算定を行うか、算定を行わないのであれば加算体制の変更を届出すること。	可茂
12	施設	4 報酬		平成12年厚生省告示第19号 別表9(7)、平成12年老企第40号 第2の3(14)	処遇改善加算について、年度ごとに加算を行うものであるため年度当初には各職員に対し処遇改善の計画を周知すること。	可茂
13	施設	4 報酬		平成12年厚生省告示第21号 別表2 ヘ、平成12年老企第40号 第2の6(19)	栄養マネジメント加算に伴う低栄養状態に応じたモニタリングについて、高リスク者は2週間に1度行うべきところ、中リスクと同様に毎月実施となっていたので高リスク者については2週間に1度実施すること。	可茂
14	施設	4 報酬		平成12年厚生省告示第21号 別表2 ヘ、平成12年老企第40号 第2の6(19)	栄養マネジメント加算に伴う栄養ケア計画の評価について、書面等での記録が確認できず計画の評価が分からなかったため、記録として適切に管理し計画に反映すること。	可茂
15	施設	4 報酬		平成12年厚生省告示第21号 別表1 ホ、平成12年老企第40号 第2の5(8)	栄養マネジメント加算では栄養状態が低リスクの者も含め少なくとも毎月の頻度で体重を測定するなど、栄養状態を把握する必要があるため、低リスクの入所者であっても毎月の記録を行うこと。	可茂
16	施設	5 その他		平成24年岐阜県条例第77号第185条（第139条準用）	利用契約書について、契約の同意部分に説明者の記載がないため、誰が説明を行ったか分かるように見直しを行うこと。また、保管については同意の印があるページのみとせず約款等とともに併せて保管を行うこと。	可茂